

平成30年度

第 1 回 佐々町農業委員会総会議事録

平成30年4月25日(水)

佐々町農業委員会

平成30年4月 第1回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成30年4月25日(水)午後1時30分
 2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
 3. 開 会 平成30年4月25日(水)午後1時30分

4. 出席委員 (16名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君
7	和田 貞子 君	8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君
10	山下 夕見子君	12	吉永 勝彦 君		
推進委員	森田 謙介 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	湯村 速雄 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	大瀬 敏幸 君		

5. 欠席委員 (2名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
11	寶持 雅祥 君	13	坂口 隆英 君		

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君	書記	上野 靖一郎君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 審議事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

第4号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第5号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について

第6号議案 あっせん申出書について

(4) その他

①佐々町農地集積促進助成金について

②視察研修案及び旅費等について

③6月定例会の日程について

④委員報酬等の口座振込み依頼について

⑤その他

事務局長（金子 剛君）事務局長。皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、只今から平成30年度 第1回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして、藤永会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（藤永 九市君）皆さん、こんにちは。今日は、ご案内いたしましたように平成30年度 第1回の農業委員会総会となります。お二人の方が欠席されているようですが、今日第1回目の総会ができますことを、厚くお礼申し上げます。このところ非常に天候が緩んで、天気が良かったんですけども、真夏日ということも何日か前にありましたけども、昨日は一変しまして、まとまった雨が降りました。今年に入ってから寒気が長く続きましたけども、今度は春一番が吹き荒れたような、天候変化が続いているような状況にあります。戊年というのは災害が多い年と言われていすよね。諫早災害もちょうど戊年だったと聞いたことがあります。今年いっぱい懸念される気がいたしますけども、私たちの仕事は天候に左右される農業でありますので、できれば災害のない年でありたいなと思うところであります。今日は案件そのものは少ないようですが、申しあげましたように平成30年度 第1回のスタートでもあります。機を改めまして、農業委員あるいは推進委員の自覚を持って、この一年、皆さま方が一生懸命ご格闘いただけますことをお祈りしながら、

今日の審議に臨んでいただきたいと思います。できれば、事務局案にご承認いただければこのうえないと思っておりますけれども、よろしくご審議のほどお願い申しあげながら、簡単ですけれども挨拶にかえさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

事務局長（金子 剛君）事務局長。ありがとうございます。本日の出席委員は農業委員11名です。先ほど会長からもおっしゃられましたように、坂口委員と寶持委員は欠席の報告が出ておりますが、定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を藤永会長にお願いいたします。

議長（藤永 九市君）それでは議長を務めさせていただきます。案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ） それでは、これより議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号8番 池田委員、議席番号9番 濱野委員を指名しますので、よろしくお願い申し上げます。以上で、日程（2）を終わります。次に、日程（3）審議事項に入ります。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。1ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について。申請人 譲受人 北松浦郡佐々町石免 ○ ○○○（農業・会社役員）。譲渡人 北松浦郡佐々町木場免 ● ●●。農地の所在 木場免字狩立。地目 台帳・現況ともに畑。面積331㎡。同じく、字狩立。地目 台帳・現況ともに畑。面積4,406㎡。耕作者 ○ ○○○。申請の理由といたしましては、こちらはご兄弟でありますので贈与による所有権移転ということでございます。経営面積でございますけれども、譲受人が畑4,737㎡。譲渡人は0㎡です。譲り受け人の稼働人員は2名です。この場所につきましては、牟田原の茶畑になります。茶畑ですけれども、地元のお茶農家の方の指導をいただいて、今、耕作をされているという状況でございます。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。地元委員の補足説明をお願いします。7番。

7番(和田 貞子君) 7番。譲渡人であられます、● ●●さんはお一人暮らしで、ゆくゆくは作れなくなるからということで、弟さんで○ ○○○さんが譲り受けたいということでしたので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

議長(藤永 九市君) ありがとうございます。事務局及び地元委員の説明が終わりました。これより皆さま方からのご質疑をお受けしたいと思ひます。いかがでしょうか。ないようでございます。質疑を終わらせていただきます。採決を行います。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と思われる方の挙手をお願ひします。ありがとうございます。全会一致で許可することといたします。続きまして、第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長(金子 剛君) 事務局長。10ページをお願ひします。朗読説明をいたします。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について。申請人 譲受人 北松浦郡佐々町口石免 ○ ○○○(農業・会社役員) 譲渡人 北松浦郡佐々町木場免 ▲▲ ▲▲(農業)。農地の所在 木場免字原中。地目 台帳・現況ともに田。面積1,624㎡。同じく、字原中。地目 台帳・現況ともに田。面積213㎡。同じく、字原中868-1。耕作者は○ ○○○。申請の理由につきましては、売買による所有権移転ということです。経営面積が譲受人 畑2,275㎡。譲渡人 田6,292㎡、畑383㎡、計6,475㎡です。譲受人の稼働人員が2名です。ここの譲渡した後の計画でございますが、果樹を予定されておりますが、まだ果樹については何を耕作するかということは計画中とのことです。県北振興局の指導員から、どういったものかという指導を受けて果樹園をしたいというふう聞いております。これは1号議案と、2号議案と関連しているんですが、○ ○○○さんが買われるので、ただ3条の条件としては5反以上が条件になっております。この議案書を見ると、全部で購入されて7,012㎡になるんですね。5反以上はクリアしているということになります。以上です。

議長(藤永 九市君) ありがとうございます。続きまして、地元委員の補足説明をお願ひします。7番。

7番(和田 貞子君) 7番。元々そこは水田で、去年、農地パトロールをした時には荒廢地になって、もう3、4年は耕作もなされてなかったと思うんですね。そこはため池の水利もありますけど、水利権もきちんとしますということでしたので、果樹は指導を受けながら、しっかりやっていきますということでした。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長(藤永 九市君) ありがとうございます。あえて私も近くですので補足したいと

と思いますが、今の説明のとおり、荒地になって周りも迷惑を被っているような感じがずっとしてたんですよね。中山間直接支払いの事業は活動組織の関係で何回か共同で草払いをしたこともあるんですけども、そういった形で荒廃地の一つとして気になっているところでございました。ご本人からも話を聞いておりましたけども、是非ともそういうことでやりたいと意欲をもっておられましたので、農業に対して参入をしていただくということを歓迎しなければならないだろうと私も判断したところであります。あえて補足しておきます。この件につきまして皆さま方からご意見等ございませんでしょうか。4番。

4番（藤永 茂君）4番。新しい方が農業に参入されるということは、非常に喜ばしいことですので歓迎してあげなければいけないと思うんですけども、今、説明があったように荒廃地化しているところを果樹園にされるということですけども、5反以上の面積で所有されるということですから、木場地区の営農組合にも加入されるものか、その辺もお聞きしたいと思います。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。木場の営農組合の加入を言われてますけども、〇さんの方からは、ぜひ、加入をしたいと言われているとお聞きしております。以上です。

議長（藤永 九市君）事務局長の説明のとおり、4番よろしいでしょうか。4番。

4番（藤永 茂君）4番。加入していただいて、一緒に作業していただけるということであれば、作業の人数も増えることだし木場の方でも助かるのではないかと思います。以上です。

議長（藤永 九市君）他にありませんか。それではないようでございますので、質疑を終わらせていただきたいと思います。採決を行います。第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございました。全会一致で許可することといたします。次に第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。20ページをお開きください。朗読説明をいたします。

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。申請人 北松浦郡佐々町羽須和免 △△ △△（農業・自営業）。農地の所在 羽須和免字社ノ元。地目 台帳・現況ともに田。面積704㎡。転用の目的 共同住宅の建築。施設ですが、住宅が2棟ございまして、建築面積が218.13㎡。A棟とB棟と作りたいということで、まず、A棟が2階建ての4世帯、B棟が2階建ての2世帯でございます。耕作者は△△ △△。申請の理由は共同住宅を建設するためということで

申請があがっております。場所につきましては、23ページをお願いします。大丸パチンコが国道204号線沿いにあると思うんですが、その横の農地になります。28ページの1をお願いいたします。これがアパートの計画図面になるわけですが、A棟が4世帯、B棟が2世帯、計6世帯の計画でございます。駐車場につきましては、1世帯2台の計画で、12台予定をされております。計画の面積が733.71㎡でございます、この図面の左上のところに三角地がございます。そこに防火水槽がございます。29.14㎡の防火水槽があるんですけども、総務課の方に確認をしまして、これは個人名義の防火水槽でございます、こういったものは町内全部、撤去をしているということで、この防火水槽も撤去をされるということでございます。近くにですね、水道管に直結している消火栓がありますので、防火水槽を撤去されても支障はないということでございます。この図面の右手側、480.719㎡と書いてあるところですけども、真ん中で分筆をされておりました、ここも次回、申請が出ます。ここは建売住宅で申請が出る予定になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。28ページの2をお願いします。排水計画でございますけども、緑の線が雨水のルートですね。青の線が下水道で予定をされております。36ページをお願いします。被害防除計画書でございます。(1)申請地の造成計画の内容ですけども、国道から下に下がってますので、1.4mほど嵩上げをしたいということです。北側の道路はアスファルト舗装して土砂の流出を防ぐ。駐車場側ですね。そして、②の近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置でございますけども、緑地等を設ける。建物の高さを加減する。排水計画ですけども先ほど申しあげたとおり、雨水排水については水路放流を予定されておりました、汚水、生活雑排水については下水道の予定をされております。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。地元委員の補足説明をお願いします。8番。

8番（池田 邦義君）8番。ここの現地確認を4月19日に私と局長、△△ △△さんと、業者さんと4人で立会いしまして、事務局長から説明があつたとおりなんですけども、28-1ページを見ていただきまして、B棟の上の方ですね。そこに水路がありますね。24ページの写真を見ていただいたら分かるように、右側が竹林になってますけども、ここはもともと畑なんです。畑が上の段にありますので、土羽の流出が28-1ページの水路の方に流れ込みが考えられますけども、これは坂本さんの方で溝除けはしますということで、自分で管理するということで説明を受けております。今、局長が言われたように防火水槽は、町の方で壊して埋め立ての高さ

まで戻すということで、町からの許可は取れているということです。皆さんのご審議をお願いいたします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質問、ご意見がございましたらお受けいたします。何かありませんか。ないようですので採決を行います。この件につきまして許可相当と思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございました。第3号議案は許可相当として、長崎県に進達することといたします。次に第4号議案、第5号議案は関連がありますので一括上程することといたしますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）ありがとうございました。一括上程いたします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。37ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。第4号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。平成30年4月25日 佐々町農業委員会 会長 藤永 九市。今回、皆さま方に契約の手続き等でご足労をおかけしましたが、今回の再設定の中で4件が再設定できませんでした。理由といたしましては借り手がいないということが理由ですね。それから、新規が6件ございます。51ページをお願いいたします。この合計ですけれども、再設定が全部で86件ですね。田畑の合計面積が215,868㎡。新規が12件、24,672㎡、合計が全部で98件になります。田畑の合計が240,540㎡という計画をさせていただきました。続きまして、52ページをお願いいたします。第5号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画（案）を定めたいので、本委員会の承認を求める。平成30年4月25日 佐々町農業委員会 会長 藤永 九市。53ページをお願いいたします。今回、農地利用の配分として、機構に登録する分が6件でございます。全体の面積が19,692㎡を案としてあげさせていただいております。以上、よろしく申し上げます。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。これより質疑をお受けいたします。この件につきましてご質問があられましたら申し上げます。2番。

2番（吉野 裕 君）2番。議事録の関係上、今までは最初の1件を読み上げていただいておりますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。それでは、38ページをお願いいたします。今回の利

用権設定につきましては、佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本できな構想第4の1の(5)の規定による農用地利用集積計画でございまして、権利の設定を行うもの(貸し手農家)佐々町志方免 □ □□□。(貸し手農家)佐々町志方免 ■■ ■■。土地の所在 志方免字六ツ枝。地目 田。面積838㎡。借り手農家耕作面積29,877㎡。権利の種類 賃借権。区域区分 農用地。今回の設定内容 物納60kg、10年の契約でございまして。他、85件です。それから新規ですけども49ページをお願いします。朗読説明をさせていただきます。佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(5)の規定による農用地利用集積計画書。権利の設定を行うもの(貸し手農家)佐々町野寄免 ○○ ○○。権利の設定を行うもの(借り手農家)佐々町野寄免 ●● ●●。土地の所在 野寄免字隠畑33-1。地目 田。面積779㎡。借り手農家耕作面積19,551㎡。権利の種類 賃借権。区域区分 農用地。今回の設定内容 物納、1袋、5年の契約となっております。他、11件でございまして。以上です。

議長(藤永 九市君)ありがとうございました。お諮りします。この件につきまして皆さん方からご質問はございませんでしょうか。4番。

4番(藤永 茂君)4番。先ほど4件が借り手がいなくて再設定に至らなかったと言われておりましたけども、今後、どういうふうにしていかれるのかお聞きしたいんですけども。

議長(藤永 九市君)事務局長。

事務局長(金子 剛君)事務局長。そこは見捨てるわけではないんですけども、事務局でも借り手の方を見つけているという状況です。以上です。

議長(藤永 九市君)事務局でも借り手を見つけているということですけども。4番。

4番(藤永 茂君)4番。借り手を見つけてやらなければいけないということを考えなければいけないんでしょうか。

議長(藤永 九市君)事務局長。

事務局長(金子 剛君)事務局長。当然、皆さまのご協力いただきたいと思うんですが、地元の担当委員の方を中心にですね、見つけているという状況であります。以上です。

議長(藤永 九市君)事務局長の説明でよろしいでしょうか。4番。

4番(藤永 茂君)4番。もう一点よろしいでしょうか。たくさん借りて面積を増やされる方は、大変ご苦労だと思うんですけども、やはり、借りた以上は隣の田にも迷惑のかからないようにしていただくように、借り手さんにもそういう旨を伝えていただきたいというふうに思います。

議長（藤永 九市君）そういうことでございますので、よろしく申し上げます。他にございませんでしょうか。ないようですので採決を行います。まず、第4号議案の農用地利用集積計画の承認について挙手をお願いします。ありがとうございます。全会一致で承認されました。次に、第4号議案の農用地利用配分計画（案）について異議のない方の挙手をお願いします。ありがとうございます。これにつきましても全会一致で承認いただきました。こちらにつきましては異議なしとして、長崎県の農業振興公社に提出することといたします。次に第6号議案のあっせん申出書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。54ページをお開きください。朗読説明をいたします。第6号議案 あっせん申出書。これは売買のあっせんの申し出が出ております。所在につきましては2筆ございまして、神田免字京仙。地目 田。面積1,045㎡。同じく字京仙。地目 田。面積392㎡。合計1,437㎡でございます。申出者でございますけども、佐々町皆瀬免 △△ △△。以上よろしくお願ひいたします。

議長（藤永 九市君）事務局の説明が終わりました。これにつきまして、あっせん委員を決めたいと思います。いかがでしょうか。これまでは地元委員さんをお願いしてきておりましたがいかがでしょうか。

（ 私語あり ） それでは、9番 濱野 卓也委員と、最適化推進委員の大瀬さんによろしいでしょうか。

（ 「はい」の声あり ） 事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。これとは関係はございませんけども。前回、〇〇さんのあっせんがありましたけども、前回も濱野委員と、大瀬さんがされているかと思うんですけども、そこもこの前、本人から連絡がございまして、どういう状況かということでお尋ねがあったんですけども、濱野委員に聞いたところ、まだ見つかっていない状況ですので、その辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（藤永 九市君）そういうことですのでよろしくお願ひ申し上げます。それでは確認をいたします。9番 濱野 卓也委員と、19番 最適化推進委員の大瀬 敏幸委員にあっせん委員としてご尽力いただきますようよろしくお願ひいたします。これで第6号議案につきましては終わらせていただきます。次に日程（4）その他に移ります。事務局から説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。日程（4）その他につきましてもご説明をさせていただきます。①佐々町農地集積促進助成金についてということで、56ページをお願いします。この内容につきましてもどういう助成金かと言いますと、一言で言えば、今、中間管理機構に預けていらっしゃる中間管理事業の関連の分です。中間管理機構に

は貸し手の方には助成金が入ってますけども、借り手の方には助成金はありませんので、今回の30年度予算で、借りられる方の補助ということになります。読み上げます。佐々町農地集積促進助成金について。目的 農家の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加など厳しい農業情勢において農地の借り手を支援し、担い手の育成確保、農家の経営規模の拡大、遊休農地の発生防止及び解消並びに農地の有効利用を図るということを目的としています。助成金の額ですが、先ほど申しましたとおり、農地中間管理事業を活用した農地の貸借に係る借り手農家に助成金を交付するということとなります。新規設定が10a当り15,000円。遊休農地加算として、10a当り10,000円。再設定については10a当り8,000円でございます。交付対象者でございますが、町内に住所を有する農業者で、利用権の設定を受けた者。交付条件ですが5年以上の利用権の設定、新規又は再設定を行うこと。利用権の設定を受ける農地が町内で農業振興地域内であることということが条件となっております。施工日につきましては、平成30年4月1日です。予定としたしましては、この交付の期間は3年間を予定させていただきます。以上です。

議長（藤永 九市君）ただ今の事務局の説明でよろしいでしょうか。何かご意見がございましたらお受けします。8番。

8番（池田 邦義）8番。今の説明はですよ、あくまでも佐々町の農地集積助成金ですか。

（私語あり）中間管理機構をとおさないと駄目ということですか。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。一般の利用権設定は該当しません。中間管理機構に預けた農地というのが条件です。

議長（藤永 九市君）8番。

8番（池田 邦義）8番。それは、極端に言えば中間管理機構は国からの指導ですよ。これは佐々町の農地利用集積促進の助成金でしょ。これは、中間管理機構をとおさなくても、農地を荒らさないために、皆さんが協力して集積してるんですよ。そこら辺が率があがるんじゃないかなと私は思うんですが。佐々町の農業発展のためには、中間管理機構にこだわらず、農振地域であれば集積で関係している貸し借りについては、農振地域外は別としても助成金を佐々町として独自にあってもいいんじゃないかなと思うんですけど。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。今、池田委員さんのおっしゃる通りだと思います。ただですね、これを中間管理機構以外の集積分も入れると、予算的に莫大な予算にな

るので、まずは、中間管理事業の分をとということで予定をさせていただいております。

議長（藤永 九市君） 8 番。

8 番（池田 邦義） 8 番。予算を組むにしても、農振地域だけに限るならそこまで予算をオーバーすることになるんですか。

議長（藤永 九市君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 事務局長。予算はですね、〇〇万円なんですよ。

議長（藤永 九市君） ただ今の 8 番の質問について、ご理解されましたでしょうか。必ず中間管理機構をとおさなくてもできないのかということですが、補足しますけども、国の事業であります中間管理事業を進めているわけですね。進めている以上はそれに乗かって、借り手にもそれなりの補助をとということで、町が単独で予算を組んだという過程になっています。それに沿ってというのが一つの条件じゃないかなと私は思っていますけども、これにつきましては、前任者の山田係長がですね努力して、予算の計上まで、借り手にも少しはメリットがある形を取ろうという努力のおかげでこの予算付けができたという経緯があるわけですね。その辺は良い方を取っていただいて、借り手にも少しは補助があるんだということでご理解いただければと思います。これまでの努力があって、町単での助成ができるようになったということで、良い方にご理解いただければと思います。中間管理事業をとおさないということは、ちょっと不可能でしょうね。今後の検討課題ということで、池田委員さんのご指摘はごもっともだと思います。

（ 私語あり ） 今後の検討課題といたしますので、よろしく願います。これについて、他にございませんか。 17 番。

17 番（湯村 速雄君） 17 番。これは、地目は関係ないんでしょうか。

議長（藤永 九市君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 事務局長。地目については登記上の農地ですね。それで判断していただければと思います。

（ 私語あり ） 中間管理事業で該当する農地であればということで判断していただければと思います。

議長（藤永 九市君） この件についてよろしいでしょうか。なければその他の続きを事務局に願います。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 事務局長。②の視察研修案及び旅費等についてでございます。今日、委員さん報酬を平成 30 年 1 月から 3 月分を渡しているかと思っておりますけども、今回、大型研修ということで前回、平成 27 年に行かれた時が一人当たり 9 万円の

予算がっております。それで計算しますと、月1万円程度の天引きをしないと間に合わない状況ですので、早速、今度の1月から3月分の中から、一人3万円の天引きをさせていただいております。次回の4月から6月の支出の時も3万円天引きをさせていただき、また更に7月から9月分の報酬からも3万円、当然、残りましたらお返しするようにはいたしますのでよろしくお願いいたします。今回、活動費がっておりますのでそこまで影響はあられないかと思いますが、4月から6月分は3万円天引きしますと、ほぼないという状況でございますので、その辺をご了承いただきたいと思っております。お手元に行程表をお配りしておりますけれども、これは、日にちはまだ決定しておりません。まず1番から、東北震災復興視察ということで、これは平成27年に行かれた時のほぼ同じ行程でございます。これが次のページを見ますと、一人当たり8万7千円ですね。2番目の北陸農業視察ですけれども、こちらの方で、金沢、石川県辺りで予定を組ませていただいております。ここが一人当たり8万6千円です。3番目の北海道視察ですね。これはだいたい一人当たり8万円ぐらいですね。こういった行程を参考に付けさせていただいておりますけれども、日にちの設定を先にさせていただけないかなと思っております。日にちと場所ですね。前は、木金土で東北に行かれてますね。今回も、木金土で設定をさせていただけないかなと思っております。以上です。

議長（藤永 九市君）今の事務局長から視察研修の旅費等について案の説明がありましたけれども、これについて休憩を取りまして決めていきたいと思っております。暫時休憩いたします。

（休 憩 午後 2時30分）

（会議再開 午後 2時50分）

議長（藤永 九市君）会を再開いたします。この件について、日程は9月4・5・6日の3日間ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）そういうことで、9月4・5・6日に決まりました。場所につきましては東北が圧倒的に多いようでしたので、東北ということであくまでも参考のコースということでもありますので、日程と場所が決まりましたのでそういうことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）ありがとうございました。そういうことで今後ともよろしくお願いいたします。この研修につきましてはこれでよろしいでしょうか。それでは次に移ります。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。③の6月定例会の日程でございますけれども、6月25日の月曜日はいかがでしょうか。

議長（藤永 九市君）6月25日、月曜日の午後1時半ということでよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）6月25日、月曜日、午後1時30分からと決めさせていただきます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。次に④に入らせていただきます。委員報酬等の口座振り込み依頼ということで、今日、皆さまのお手元に口座振込みの依頼書をお配りしております。前回の5役会の時にご指摘を受けまして、確認をしたんですけども佐々町の条例でですね、振込みの依頼を必ずしも振込みをしないといけないということではないんですね。条例では振込み依頼をお願いすることができるとなっているんですけども、事務局の要望といたしましては、ぜひ口座振込みにしていただけないかなと思っております。以上です。

議長（藤永 九市君）ただ今の事務局長の説明のとおりですね。できれば、事務局長としては振込みをお願いしたいということで、これが必ずしもしなければならないということではないということですね。この件につきましては、皆さんいかがでしょうか。

（ 私語あり ）できれば統一した方がいいと思いますので、いかがでしょうか。それでは、全員振込みにすることとしてよろしいでしょうか。振込みでいい人は挙手をお願いします。それでは全員振込みとすることといたします。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。それでは、お手元に振込依頼書をお渡ししておりますので、近いうちに事務局に提出いただければと思います。

議長（藤永 九市君）その他の⑤その他に入ります。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。お手元の資料に、2018年の活動記録簿記入例を付けさせていただきます。右下にだいたいの書き方で書いていただければ、こちら判断がしやすいと思ひまして、記入例を今回、付けさせていただきます。下の方に会議名を書いていただければ、この補助の対象になるかどうかは、事務局の方で判断をさせていただきます。それと、もう一点ですね、パンフレットを付けているんですけども、これは県の方から来ておりまして、内容については、28年度の税制改正によりまして、農地の固定資産税が1.8倍に増額される場合がありますというパンフレットをいただいておりますけども、内容については、去年は利用の意向調査をしていただいたと思うんですけども、一言で言いますと、農家の方が拒否をした場合、その人に対して、農業委員会から勧告ができるということなんですね。勧告を受けて通知書を出せば、1.8倍に農地の固定資産税が掛けられるという内容です。去年から始まっているんですけど、29年度の実績としては、県内に勧告された方の事例はありません。市町村が勧告したという

事例はないということですね。全国的にはあるみたいですけども。そういった内容のパンフレットになっております。それと、もう一点ですね、湯村さんお見えですけども、お母様の方が亡くなられております。互助会の方から花輪を慶弔規定により、1万5千円の花輪をさせていただいております。互助会費として天引きをさせていただいておりますのでご報告です。以上です。

議長（藤永 九市君）5番。

5番（築城 武美君）5番。先ほどの固定資産税の話ですが、税法では法律によって施行されるんですか。ということは、断定ですよ。あとは勧告をするかしないかは、農業委員会の権限ということですね。農業委員会が農地中間管理機構による遊休農地の管理をなささいということ、勧告をして放っておいたら固定資産税が1.8倍になるという話ですね。

（ 私語あり ）

議長（藤永 九市君）他に何かございませんか。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。先ほどの旅費のキャンセルの件ですけども、今、確認しましてキャンセル料は1か月前から発生するということです。近づくにつれて高くなるというような状況です。

議長（藤永 九市君）17番。

17番（湯村 速雄君）17番。農地の固定資産税が1.8倍になるということなんですけども、耕作するか、地目を変更するかどちらかにしないといけないなという話が出たんですけども。

（ 私語あり ）

議長（藤永 九市君）他にないようでしたら、終わらせていただきたいと思います。ないようでございますので、今日は皆さん方にはその他の件でも色々ご審議いただきましたこと、お礼申し上げます。これをもちまして、総会を終わらせていただきたいと思います。どうぞ新年度であります。今後、一年間皆さま方、農業委員としての活動をお願いする次第でございます。頑張ってくださいたいことを申しあげながら本日の会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉 会 午後 3時05分)

上記のとおり相違ありません。

会 長 藤 永 九 市

会議録署名委員 辻 田 邦 義

会議録署名委員 濱 野 卓 也